

第11期第2回福岡県個人情報保護審議会次第

日 時 平成24年11月29日(木) 10:00~

場 所 県庁10階特9会議室

次 第

- 1 個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について(諮問・答申)
 - ・ 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報の提供事務
- 2 個人情報の流出事案について(報告)
 - ・ 電子メールの誤送信
- 3 個人情報保護条例の運用状況について(報告)
- 4 その他

〔配付資料〕

- 個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について(諮問・答申案) ··· 資料1
- 個人情報の流出事案について ··· 資料2
- 個人情報保護条例の運用状況について ··· 資料3

1 個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合
による提供の制限に関する例外事項について（諮詢・答申）

- 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく
行政処分情報の提供事務

24個保審第5号
平成24年11月 日

福岡県公安委員会 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（答申案）

平成24年10月18日福岡県公安委員会発第673号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第5条に規定する利用及び提供の制限並びに同条例第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項については、いずれも公益上必要があると思われるため、下記のとおり適當なものと認めます。

記

1 利用及び提供の制限（第5条関係）

事務の名称	福岡県警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務
所管課名	福岡県公安委員会
個人の類型	警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく一定の行政処分を受けた事業者
目的外利用・提供の概要	県民等利用者の保護を図るため、一定の行政処分を受けた警備業及び探偵事業者に関する情報を福岡県警察本部へ行政処分票を備付けるとともに、インターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
利用・提供先	県民等（行政処分票閲覧者及びインターネット利用者）

2 電子計算組織の結合による提供の制限（第6条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務
所管課名	福岡県公安委員会
事務の目的	県民等利用者の保護を図るため、一定の行政処分を受けた警備業及び探偵事業者に関する情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
識別される個人の類型	警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく一定の行政処分を受けた事業者
提供する個人情報の種類	認定証又は届出証明書の番号、所在地、氏名又は名称、代表者名及び処分に係る事実概要
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。 ただし、同項中(4)及び(6)を除き、(3)を以下のとおりとする。 (3) 条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。

平成24年10月18日

福岡県個人情報保護審議会会长 殿

福岡県公安委員会

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する

例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第5条第2項第6号及び第6条第3号の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

1 事務の名称

福岡県警察本部（以下「警察本部」という。）への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務

2 事務の目的

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく一定の行政処分を受けた事業者に関する情報について、行政処分票を作成の上、警察本部に備付けるとともに、インターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、不良・不適格業者を周知させ、依頼者の業者選択の適正を担保し、もって県民等の保護を図ることを目的とする。

3 識別される個人の類型

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく一定の行政処分を受けた事業者

4 提供する個人情報の種類

認定証又は届出証明書の番号、所在地、氏名又は名称、代表者名及び処分に係る事実概要

5 提供の相手方

県民等（警察本部備付けの行政処分票閲覧者及びインターネット利用者）



警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページによる警備業法
及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表について

1 警備業及び探偵業の情勢

警備業については、当該業務が不適切に行われた場合には、依頼者に損害が生じるのみならず、第三者の生命、身体及び財産、ひいては社会全体の公益を損なうことにもつながりかねない業種であるが、昨年、現金輸送業者による多額の現金被害強盗事件が発生し、当該業者が過去にも多くの行政処分を受けていたことが明らかとなる等、全国的に悪質な業者に係るトラブルが問題となっている。

また、探偵業についても、警備業と同様、その不適正な運営が、他人の生命、身体、財産及びプライバシーに直接的な影響を及ぼしうる業種であるが、消費トラブルを解決すると謳った業者に関する苦情件数の急増や調査対象者等の秘密を利用した恐喝等の犯罪の発生など、消費者保護が急務となっているところである。

2 警察の取組み

(1) 本県警察の取組み

県警察としては、適正な行政事務を行うことはもとより、悪質な法令違反行為を行った業者については積極的に行政処分を行うなど、警備業務の実施の適正及び探偵業務の運営の適正を図るために取組みを推進しているところである。

また、警備業については、不良・不格業者を排除し、需要者である国民を保護するため、悪質な法令違反を行い、営業停止命令を受けた事業者に関する情報（法人代表者名等の個人情報を除く。）を、警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページにより、既に公表している。

(2) 全国警察の取組み

警察庁は、各都道府県警察に対して、「警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準について」（平成23年7月4日付け警察庁丙生企発第93号）を発出し、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準（法人代表者名等の個人情報を含む。）を定めた上、行政処分の公表を適切に実施するよう示達している。

これを受け、警視庁、大阪府警、愛知県警等の全国主要都道府県において、法人代表者名等の個人情報を含む、被処分者情報の公表を、警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページにより既に行っており、他の県警察においても、関係規程を整備するなどし、同様に公表を行うこととしている。

3 ホームページ及び行政処分票による行政処分情報の公表の必要性

悪質かつ重大な法令違反を行い、一定の行政処分を受けた事業者について、消費者が確認する手段が確立されなければ、誤って悪質な事業者と契約し、それにより、県民等の生命、身体及び財産に損害を及ぼすことも考えられ、県警察としては、消費者の保護及び業者選択の適正を担保するための公益上の要請に基づき、行政処分情報の公表を行う必要がある。

その手段として、警察本部への行政処分票の備付けに加え、県警察ホームページで行

政処分情報を公表することは、多数のインターネット利用者が存在する現代社会において、最も有効なものと考えられる。

現在、警備業については、営業停止命令についてのみ公表が行われているところであるが、依頼者や第三者の権利・利益に直接的な影響を及ぼしうる違反行為についても指示処分がなされる場合があり、不良・不適格業者を周知させ、依頼者の業者選択の適正を担保し、もって県民等の保護を図るという目的達成のためには、営業停止命令のみならず、一定の要件に該当した指示処分についても公表する必要がある。

また、認定の取消し及び営業廃止命令については、これらの処分を受けたにもかかわらず、業を継続する事業者も予想されることから、当該事業者に係る行政処分情報を県民等に公表する必要がある。

※ 公表の対象となる行政処分

- 警備業に係る認定の取消し、指示、営業停止命令及び営業廃止命令
- 探偵業に係る指示、営業停止命令及び営業廃止命令

4 公表する個人情報の内容

警察本部に備え付ける行政処分票及びインターネットのホームページにより公表する個人情報の内容は、

- 認定証番号又は届出証明書番号
- 所在地
- 氏名又は名称
- 代表者名
- 処分に係る事実概要

等である。

本件個人情報の公表については、

- ・ 公表の前提となる行政処分について、公安委員会による厳格な審査を行うこと
- ・ 軽微な違反による指示処分の公表について、過去の違反歴等の一定の要件（過去3年以内に指示処分を受けた場合等を公表の対象）を設けること
- ・ 公表する個人情報について、事業所等に掲示されている認定証等に記載の個人事業者名や法務局において取得可能な法人代表者名等、既に公になっている情報のみに限ること
- ・ 処分に係る事実概要にあっても、違反の事実のみを簡記し、不良・不適格業者を周知させ、依頼者の業者選択の適正を担保し、もって県民等の保護を図るという目的達成のため必要最小限の記載にとどめること

を厳格な要件としてすることで、ホームページ掲載により、新たに当該個人の権利利益を不当に侵害することのないようにする。

また、掲載期間については、既に公表を実施している他都道府県警察と同じく、警察庁が上記通達で公表基準として示した「当該処分が行われた日から起算して3年間」とする。

5 参考資料

- (1) 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準について（平成23年警察庁通達）……………別添1
- (2) 警察本部に備え付ける行政処分票及びインターネットのホームページ掲載例…別添2

各都道府県警察の長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各地方機関の長

原議保存期間10年
(平成33年12月31日まで保存)

警察庁丙生企発第93号
平成23年7月4日
警察庁生活安全局長

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準について

警備業法(昭和47年法律第117号)に基づく行政処分の公表については、「警備業法に基づく営業停止命令の公表について」(平成14年11月27日付け警察庁丙生企発第75号。以下「旧通達」という。)により行ってきたところであるが、この度、警備業及び探偵業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、公表の対象となる処分の見直し等を行い、別添のとおり警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に基づく行政処分の公表基準を定めたので、各都道府県にあっては、これを参考の上、各都道府県の実情に応じ、公表を行うに当たっての要領を作成するなど所要の措置をとり、行政処分の公表を適切に実施されたい。

なお、旧通達は廃止する。

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

1 公表の対象となる行政処分

公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

(1) 警備業法（昭和47年法律第117号）

- ア 認定の取消し（第8条）
- イ 指示（第48条）
- ウ 営業停止命令（第49条第1項）
- エ 営業廃止命令（同条第2項）

(2) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

- ア 指示（第14条）
- イ 営業停止命令（第15条第1項）
- ウ 営業廃止命令（同条第2項）

2 公表の内容

公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 認定証番号又は届出証明書番号
- (2) 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分内容
- (5) 処分年月日
- (6) 処分理由及び根拠法令

3 公表を行う都道府県公安委員会及び公表の方法

- (1) 公表は、公表対象処分を行った都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うこととするが、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会が営業停止命令を行った場合には、営業停止命令を行った公安委員会に加えて、当該業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会も公表を行うこととする。
- (2) 公表対象処分を行った場合は、次の方法により公表を行う。
 - ア 都道府県警察の警察本部への別記様式の備付け
 - イ 都道府県公安委員会又は都道府県警察のホームページへの別記様式の内容の掲載
- (3) 公表対象処分を行った公安委員会は、他に公表を行う公安委員会がある場合には、当該公安委員会に対し、別記様式の写しを送付するものとし、写しの送付を受けた公安委員会は、当該写しについて(2)の方法により公表を行う。

4 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	平成 年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。

警備業行政処分票

行政 処 分 を 受 け た 者	認定証の番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	行政処分に係る営業所、 基地局又は待機所の名称 及び所在地	
行政処分の処分年月日	年 月 日	
行政処分の内容		
行政処分の理由及び当該理由 の根拠となる法令の条項		
行政処分を行った公安委員会	公安委員会	

注 1 「認定証」とは、警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第2項に規定する認定証をいい、「基地局」とは、同法第40条に規定する基地局をいい、「待機所」とは、同法第43条に規定する待機所をいう。

2 行政処分の内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載すること。

(A 4)

探偵業行政処分票

行政 処 分 を 受 け た 者	探偵業届出証明書の番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	行政処分に係る営業所の名称及び所在地	
	行政処分の処分年月日	年 月 日
	行政処分の内容	
	行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令の条項	
行政処分を行った公安委員会	公安委員会	

注 1 「探偵業届出証明書」とは、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第1項に規定する探偵業届出証明書をいう。

2 行政処分の内容欄には、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載すること。

(A 4)

【ホームページ掲載例】

警備業

行政 処 分 を 受 け た 者	認定証の番号	○○県公安委員会 第○○○○○○○○号
	氏名又は名称	株式会社○○警備
	代表者の氏名	○○ ○○
	主たる営業所の所在地	○○県○○市○○丁目○○番○○号
	行政処分に係る営業所、 基地局又は待機所の名称 及び所在地	株式会社○○警備 ○○営業所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号
	行政処分の処分年月日	平成 ○○年 ○○月 ○○日
	行政処分の内容	営業停止命令 (平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日)
行政処分の理由及び当該理由 の根拠となる法令の条項	○○違反 警備業法第○条第○項	
行政処分を行った公安委員会	○○県公安委員会	

探偵業

行政 処 分 を 受 け た 者	探偵業届出証明書の番号	○○県公安委員会 第○○○○○○○○号
	氏名又は名称	株式会社○○探偵社
	代表者の氏名	○○ ○○
	主たる営業所の所在地	○○県○○市○○丁目○○番○○号
	行政処分に係る営業所の 名称及び所在地	株式会社○○探偵社 ○○支社 ○○県○○市○○丁目○○番○○号
	行政処分の処分年月日	平成 ○○年 ○○月 ○○日
	行政処分の内容	指示
行政処分の理由及び当該理由 の根拠となる法令の条項	○○違反 探偵業の業務の適正化に関する法律第○条第○項	
行政処分を行った公安委員会	○○県公安委員会	

2 個人情報の流出事案について（報告）

・電子メールの誤送信

メール誤配信後の対応について(報告)

国際経済観光課 H24. 07. 23

1 誤配信状況

場所:福岡アジアビジネスセンター(以下、ABC)

日時:平成24年6月1日 16時52分

内容:誤って氏名及び電子メールアドレスを表示して配信

件数:461件

原因:エクセルファイルに登録した配信希望者のメールアドレスデータを手作業で、Gmailに移行し、メール配信を行った。その際に、BCCに移行するべき所をTOに送ったため。単独作業で行っており、複数名での事前チェックを行っていないかったため。また、対策ソフトが未導入で、エラーチェックが事前にできていない状況であった。

被害:メール誤配信を起因とする架空請求など具体的な被害は報告されていない。

2 配信後の対応

(1) 誤配信者への対応について

・ABCからお詫びとメール削除依頼を電子メールで依頼 6月1日

・誤配信者へ電話によるお詫び(国際経済観光課、ABC) 6月1日から6月8日(土日のぞく)で対応。434名完了(不在、電話番号不明により27件未了)

・お詫び状を郵送もしくは直渡 6月12日 443名(住所不明者等18名)

(2) 公表:6月1日

記者提供(資料3:県民情報広報課から県政記者クラブ各社へファックス)、取材対応

6月2日(土) 西日本新聞朝刊、読売新聞朝刊に記事掲載(資料1)

(3) 県議会への報告:6月1日

ファックスによる報告(各会派代表、新社会商工委員会委員あて)

(4) 関係部署への報告・協議

人事課:事故報告を主管課経由で提出 6月4日(6月1日に口頭で報告)

県民情報広報課:個人情報流出に関する口頭での報告・協議 隨時

(5) 委託事業者への指導・監督

・個人情報保護に関する直接指導 6月4日

・委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト(以下、チェックリスト)の受領
受領日6月25日 協議会による点検実施日 6月8日及び22日の2回

(6) 所属での取り組み

・個人情報保護に関する研修の実施(国際経済観光課) 6月5日

・商工部長通知(個人情報の厳正な管理について 6月12日)及び県民情報広報課長通知(個人情報取扱事務を委託する際の監督の徹底等について 6月5日)により、委託先及び所管の団体に通知文書を送付 6月21日

※委託先(福岡県中小企業海外展開支援協議会)において、対策ソフト(同報@メール、ジャストシステム社)を6月27日に導入

訂正

平成24年6月1日

担当課:国際経済観光課

直 通:092-643-3430

内 線:3697

担当者:鬼木、竹下

※ 4. 内容への配信希望者について 電子メールの誤配信について
461名でいてので、訂正します。

商工部国際経済観光課が福岡アジアビジネスセンターの運営を委託している福岡県中小企業海外展開支援協議会において、海外ビジネスに関するイベント情報の電子メール配信を行った際に、配信希望者に誤って他の配信者のメールアドレス等を表示させて送信した。

1 内容及び件数

海外ビジネスに関するイベント・セミナー開催情報の配信希望者の氏名及び電子メールアドレス

461件

2 日 時

平成24年6月1日(金) 16:52

3 発生場所

福岡アジアビジネスセンター（福岡市中央区）

4 内 容

海外ビジネスに関するイベント・セミナー開催情報の配信希望者460名に対し、イベント・セミナー情報を一括して送信する際に、メールアドレスを非表示とするためにBCCに記載せず、宛先に記載して送信したため、配信希望者のそれぞれの間で氏名及び電子メールアドレスを知りうる状態となったもの。

461名

5 関係者への対応

(1) 福岡アジアビジネスセンターから関係者に対し謝罪を行うとともに、メールアドレスの削除を依頼

(2) 県から関係者各位に対し電話でお詫び

6 中小企業海外展開支援協議会への対応

中小企業海外展開支援協議会に対し、原因の徹底究明と管理体制の強化、再発防止のためのソフト導入等システム上の措置を指示

7 本県に関する関係者からの問い合わせ等

現時点では寄せられていない。19時30分現在

メモ
2月1日
メル461人分誤配信

県中小企業海外展開協議会

なつて、福岡県が事務局と
展開支援協議会の配信メー
ルで、受信者の名前とメー
ルアドレス計461人分を
全員が見られる状態で誤つ
て送つたと発表した。

県国際経済観光課による
と、内容は海外ビジネスに
関するイベント情報。個々
の送信先を伏せる「BGC
（ブライント・カーボン
コピー）」欄以外に電子アド
レスを入力したのが原因。
受信者は謝罪し、メール
の削除を依頼した。

■461人分アドレス流出
県国際経済観光課は1日、海外ビジ
ネスに関するイベント・セミナー開催

情報の配信希望者の名前と電子メール
アドレス461人分を誤って流出させた
と発表した。同課から「福岡アジアビ
ジネスセンター」の運営を委託されて

いる県中小企業海外展開支援協議会が
開催情報を一括送信で送る際、過つて
全員の名前とアドレスが分かれる形で送
ったという。県は関係者におわびの電
話をかけるという。

名前やアドレス
461人分を誤配信
日本外の県関連団体メール
福岡アジアビジネスセ
ンター（福岡市・天神）
が、海外ビジネスに関する
イベント情報を電子メー
ルで配信希望者461人
に二度送信する際、併
せて金貢の氏名とメー
ルアドレスを誤配信したと
発表した。情報流出で迷惑メールが来るなどの被害はないといつ
た。同センターは1月にオ
ーフン。県が負担金約1
千円を拠出する県中小企
業海外展開支援協議会（川辺義隆会長）が運営す
る。1月午後4時50分ごろ、セシタリストラップ
がアドレスを非表示にする操作をしないまま配信
した。センターは金貢に謝罪とアドレス削除を依
頼するメールを送った上で、県と手分けして電話
で連絡を取っている。協議会に対し、県は個人情
報の適正な取り扱いを指

(公印省略)

24広第340号
平成24年6月5日

本府各課(室)長
各出先機関の長 殿

総務部県民情報広報課長

個人情報取扱事務を委託する際の監督の徹底等について(通知)

個人情報の取扱いを伴う事務の外部委託等に際しては、「個人情報の取扱いを伴う事務の委託先に対する監督について」(平成22年10月18日22広第1044号)等で、委託先への適切な監督の実施を求めてきたところですが、今般、商工部において、県が事業を委託する任意団体が、複数の相手に電子メールを送信する際に氏名及びメールアドレスを表示した形で送信し、個人情報が流出するという事案が発生しました。

このことは、個人の権利利益を損なうばかりでなく、県政に対する県民の信頼を失墜させる重大な事態であり、今後同種の事案を絶対に発生させないよう、貴所属においてもチェックリストを活用し、委託先への適切な監督の実施を徹底してください。

また、事務の委託の有無にかかわらず、貴所属及び貴所属が事務を行う任意団体の全職員に対し、複数の相手に電子メールを一括送信する際に、メールアドレス等を表示することが適切でない場合は、必ずBcc機能を利用し、送信前に複数でチェックするなど所属内で確認するよう周知徹底してください。

<監督の方法>

○ 文書で監督を行う場合

(1) 「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」を委託先へ配付し、委託先事業者が自ら点検した上で、そのチェックリスト票及び改善策の提出を求める。

(2) 点検状況によっては、必要に応じて実地調査を行う。

○ 口頭で監督を行う場合

(1) 「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」及び同改善策により、職員が委託先へ直接、聴取調査を行い、点検を行う。

(2) 点検状況によっては、必要に応じて実地調査を行う。

<参考>

「個人情報の取扱いを伴う事務の委託契約の遵守状況について」

- ・委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト
- ・委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト記載要領
- ・委託先における個人情報の取扱状況チェックリストに係る改善策(保存場所)

行コミ>文書ライブラリ>資料集>C04県民情報広報課>個人情報保護関係資料>委託先監督

※ 今般、「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」を改訂しましたので、御注意ください。

福岡県の情報公開・個人情報保護

平成23年度運用状況報告書

福岡県

(総務部県民情報広報課)

目 次

第1 情報公開制度

1 公文書の開示の状況	-----	1
(1) 開示請求の状況		
(2) 開示請求に対する決定の状況		
(3) 非開示理由の状況		
(4) 公文書の開示請求に係る写しの交付枚数及び金額		
2 不服申立ての状況	-----	6
3 福岡県情報公開審査会	-----	7
(1) 福岡県情報公開審査会の開催状況		
(2) 福岡県情報公開審査会委員		
4 出資法人の情報公開の状況	-----	9
5 指定管理者の情報公開の状況	-----	9
6 県民情報センター及び地区県民情報コーナーの状況	-----	10
(1) 配架資料		
(2) 利用状況		
(3) 行政資料の有償頒布制度		
(資料) 公文書開示請求一覧（平成23年度）	-----	13

第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況	-----	90
2 自己情報の開示の状況	-----	91
(1) 文書による開示請求		
(2) 口頭による開示請求（簡易開示）		
3 自己情報の訂正の状況	-----	98
4 自己情報の利用停止の状況	-----	98
5 不服申立ての状況	-----	98
6 事業者が取り扱う個人情報の保護	-----	99
7 福岡県個人情報保護審議会	-----	99
(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況		
(2) 諮問及び答申		
(3) 福岡県個人情報保護審議会委員		
(資料)		
1 文書による自己情報の開示請求一覧（平成23年度）	-----	101
2 簡易開示一覧表	-----	110

[注]

「第1 情報公開制度」で用いている「条例」及び「新条例」とは、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）を指し、「旧条例」とは、福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）を指すものとする。

「第2 個人情報保護制度」で用いている「条例」とは、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）を指すものとする。

第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。平成23年度の個人情報取扱事務の登録件数は、1,789件でした（表1）。

表1 平成23年度個人情報取扱事務の登録件数（実施機関別）

実施機関	事務の区分及び件数				
	固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関共通 事務	全庁共通事務	合計
知事	秘書室・総務部	130	17	16	6 169
	企画・地域振興部	75			75
	新社会推進部	59	4	1	64
	保健医療介護部	171	24	120	315
	福祉労働部	131	27	62	220
	環境部	63		33	96
	商工部	44	12	14	70
	農林水産部	144	30	86	260
	県土整備部	30	8	37	75
	建築都市部	82	26	14	122
会計管理局		3			4
	小計	932	148	383	7 1,470
公営企業の管理者	2				2
議会	21				21
教育委員会	84	48	73	7	212
選挙管理委員会	6				6
人事委員会	14			4	18
監査委員会	3				3
労働委員会	13				13
警察本部長	0				0
海区漁業調整委員会	3				3
内水面漁場管理委員会	3				3
公安委員会	0				0
収用委員会	1				1
地方独立行政法人	37				37
合計	1,119	196	456	18	1,789

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部局の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務

2 自己情報の開示の状況

(1) 文書による開示請求

ア 開示請求の状況

平成23年度の文書による自己情報の開示請求の件数は、217件でした（表2）。

これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が193件、県外に住所を有する個人が24件となっています（表3）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長146件、知事62件等となっています（表4）。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カードに記載された自己情報、警察が作成した服務日誌に記載された自己情報、身体障害者手帳の申請書類等があります。

表2 文書による開示請求件数（平成21～23年度）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
文書による 開示請求件数	201	172	217

表3 開示請求者別内訳

開 示 請 求 者 の 区 分	件 数
県 の 区 域 内 に 住 所 を 有 す る 個 人	193
県 の 区 域 外 に 住 所 を 有 す る 個 人	24
合 計	217

表4 実施機関別文書による自己情報の開示請求状況

実施機関	請求件数	開示請求の主な内容
知 事	秘書室・総務部	2 ・身体障害者手帳の申請に係る自己情報
	企画・地域振興部	0 ・特定疾患医療受給者証の申請に係る自己情報
	新社会推進部	0 ・農地転用許可申請に係る自己情報
	保健医療介護部	15 ・土地売買契約に係る自己情報
	福祉労働部	24
	環境部	0
	商工部	0
	農林水産部	7
	県土整備部	14
	建築都市部	0
議会 公営企業の管理者 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会 監査委員 労働委員会 警察本部長 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 公安委員会 収用委員会 地方独立行政法人	会計管理局	0
	小計	62
	議会	0
	公営企業の管理者	0
	教育委員会	2 ・自己の教職員採用試験成績
	選挙管理委員会	1
	人事委員会	6 ・自己の職員採用試験成績
	監査委員	0
	労働委員会	0
	警察本部長	146 ・相談カードに記載された自己情報 ・服務日誌に記載された自己情報
合	海区漁業調整委員会	0
	内水面漁場管理委員会	0
	公安委員会	0
	収用委員会	0
	地方独立行政法人	0
	合計	217

イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求 217 件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数 2 件を除いた 215 件です（表5）。

表5 実施機関別文書による自己情報の開示請求に対する決定の状況

実施機関	請求件数	決定等の状況				
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
				不存在		
知事	秘書室・総務部	2		2		
	企画・地域振興部	0				
	新社会推進部	0				
	保健医療介護部	15	13	2		
	福祉労働部	24	14	7	3	1
	環境部	0				
	商工部	0				
	農林水産部	7	5	2		
	県土整備部	14	7	7		
	建築都市部	0				
議会	会計管理局	0				
	小計	62	39	20	3	1
	議会	0				
	公営企業の管理者	0				
	教育委員会	2		1	1	1
	選挙管理委員会	1			1	1
	人事委員会	6	5			1
	監査委員	0				
	労働委員会	0				
	警察本部長	146	4	140	1	1
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会	0				
	内水面漁場管理委員会	0				
	公安委員会	0				
	収用委員会	0				
	地方独立行政法人	0				
	合計 (請求件数に対する比率)	217 (100.0%)	48 (22.1%)	161 (74.2%)	6 (2.7%)	4 (1.8%)
					1 (0.5%)	1 (0.5%)

ウ 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況を見ると、警察職員情報（6号）に該当するものが137件、行政運営情報（4号）に該当するものが93件等となっています（表6）。

表6 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数		
		不開示	部分開示	計
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報		84	84
第2号	事業情報		5	5
第3号	審議・検討等情報			
第4号	行政運営情報	1	92	93
第5号	評価判断情報		3	3
第6号	警察職員情報		137	137
第7号	捜査等情報		9	9
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報	2		2
第10号	会派情報			
計		3	330	333

注 重複適用があるため、表5の件数と一致しません。

エ 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

写しの交付の内訳としては、白黒が1,227枚で12,270円、カラーが233枚で6,990円となっています（表7）。

表7 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

（単位：枚、円）

区分	交付枚数	金額
白黒（10円）	1,227	12,270
カラー（30円）	233	6,990
録音カセットテープ（120円）		
ビデオカセットテープ（170円）		
フロッピーディスク（50円）		
CD-R（80円）		
マイクロフィルム（10円）		
その他		
合計	1,460	19,260

（注）カッコ内の金額は、1枚当たりの金額

「その他」は、A3版を超えるサイズの写し等

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が22件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が14件、地方独立行政法人が16件、合計64件となっています。

イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、8,934件でした（表8、表9）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、6,301件の請求があり、請求件数全体の約70パーセントとなっています。

他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが629件、警察官採用試験関係のものが685件、警備員等試験関係のものが468件、福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験が152件等となっています。

表8 口頭による開示請求件数（平成21～23年度）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
口頭による 開示請求件数	9,418	9,845	8,934

表9 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件 数	開示期間
知事	福岡県職員（労務職員を除く。）採用選考試験	2	合否発表日の翌日から1か月間
	調理師試験	3 2	合否発表の日から1か月間
	クリーニング師試験	4	合否発表の日から1か月間
	製菓衛生師試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	4	合否発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	3 7	合否発表の日から1か月間
	福岡県准看護師試験	3	合否発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	4	合否発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	2	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	狩猟免許試験	5	合格発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	1 5 2	合否発表の日から1か月間
	採石業務管理者試験	4	合否発表の日から1か月間
	砂利採取業務主任者試験	1	合否発表の日から1か月間
	家畜人工授精講習会修業試験	1	合否発表の日から1か月間
教育委員会	小計	2 5 2	
	福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員）	1	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	6, 301	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	1 6	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間
	小計	6, 318	

人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	578	合否発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	28	合否発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員採用選考試験（人事委員会が実施する職員採用選考試験に係るものに限る。）	25	合否発表日の翌日から3か月間
	小計	629	
警察本部長	福岡県警察官A（男性）採用試験	434	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	165	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官A（女性）採用試験	56	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（女性）採用試験	27	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官C採用試験	3	合格発表の日から1か月間
	猟銃等講習考查	87	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考查	211	合否発表の日から1か月間
	機械警備業務管理者講習修了考查	12	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定学科試験	147	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定実技試験	98	合否発表の日から1か月間
	駐車監視員資格者講習修了考查	37	合否発表の日から1か月間
地方独立行政法人	小計	1,277	
	九州歯科大学入学者選抜試験	128	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッショն・オフイス入学試験	26	4月16日から1か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	106	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学大学院入学者選抜試験	132	合格発表の日の翌月の1日から1か月間。
	福岡県立大学入学者選抜試験	155	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	61	4月16日から1か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	3	4月16日から1か月間
	福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験	2	4月16日から1か月間
	小計	458	
合計		8,934	

3 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）の請求ができるものです。

平成23年度は、自己情報の訂正請求が1件ありました（表10）。

表10 訂正請求の状況

訂正請求案件	実施機関	訂正請求 年月日	実施機関の決定	
			決定年月日	決定内容
休職期間に係る「病気休暇（休職）者の状況報告書」の「休暇（休職）前の主な業務及び勤務の状況」及び「休暇（休職）前に所属で行った対応」記載の個人情報	知事	23.6.28	23.7.26	不訂正

4 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときは、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成23年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

5 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成23年度は、行政不服審査法に基づく不服申立てが4件ありました（表11）。

表11 不服申立ての処理状況

不服申立て案件	実施（諮詢）機関	不服申立 年月日	諮詢 年月日	答申 年月日	裁決又は 決定年月日	裁決又は 決定内容
「病気休職の内申書類」不 訂正決定の件	知事	23.8.2	23.9.22	24.1.19	24.3.7	棄却
「服務日誌」部分開示決定 の件	公安 委員会	23.7.21	23.10.20	24.2.16	24.6.14	棄却
「訓練生の退校に関する 書類」部分開示決定の件	知事	24.1.12	24.2.6	24.7.19	24.8.20	棄却
「個人情報保護審議会不 服申立て部会会議録」部分 開示決定の件	知事	24.2.15	24.3.12	24.7.19	24.8.7	棄却

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成23年度は、21件の苦情相談がありました。

7 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

平成23年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表12、表13）。

表12 審議会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第10期：第3回審議会 平成23年8月11日	・インターネットのホームページによる個人情報の提供等について ・第一部会（不服申立て部会）の審査結果について ・個人情報の流出事案について ・個人情報保護条例の運用状況について

表13 部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第10期：第4回第一部会 平成23年10月19日	・不服申立てについて
第5回第一部会 平成23年11月17日	・不服申立てについて
第6回第一部会 平成23年12月15日	・不服申立てについて
第7回第一部会 平成24年1月19日	・不服申立てについて
第8回第一部会 平成24年2月16日	・不服申立てについて
第9回第一部会 平成24年3月22日	・不服申立てについて

注 住民基本台帳部会は開催されておりません。

(2) 質問及び答申

平成23年度は、「インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務」に係る質問が1件あり、答申がなされました（表14）。

表14 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件 名	実施機関	質問年月日
23.8.11	「インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務」について	警察本部長	23.7.25

(3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第10期）は、次のとおりです（表15）。

委員の任期は2年となっています。

表15 福岡県個人情報審議会委員名簿（五十音順、現職名は平成24年3月末現在）

氏名	現職名	役職名	任期
宇都宮 多美子	福岡県民生委員児童委員協議会監事		平成22年5月1日 ～ 平成24年4月30日
遠藤 勉	九州工業大学情報工学部教授		
岡本 博志	北九州市立大学副学長・法学部教授	会長	
桑野 道子	(株) ビスネット取締役		
坂口 繁和	弁護士	会長職務 代理者	
勢一 智子	西南学院大学法学部教授		
馬場 明子	元(株)テレビ西日本編成局編成部専任部長		
原田 憲正	山九(株)労政部 人権啓発担当部長		
溝田 明美	(株)コンピュータ教育社 代表取締役社長		

(注) 宇都宮委員については、平成23年4月就任

(資料1)文書による自己情報の開示請求一覧(平成23年度)

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
1	H23.4.1	平成23年〇月〇日、北九州市九州縦貫自動車道上り〇キロポスト付近で発生した、私が当事者である交通事故の件で作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(「処理区分」欄)及び「身柄措置」欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
2	H23.4.11	開示請求者に係る戦没者の遺族に対する特別弔慰金請求書・戦没者の遺族の現況等についての申立書・特別弔慰金請求同意書	開示	福祉労働部	保護・援護課	
3	H23.4.11	平成23年〇月〇日に私が離婚の件について久留米警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
4	H23.4.13	平成20年〇月〇日頃に私が夫からのDVに関する件について西警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
5	H23.4.14	平成19年〇月〇日頃、私が夫に暴力を受けて早良警察署に対応してもらった際に作成された犯罪事件受理簿に記載された私の個人情報(条例第66条第3項第2号に規定された刑事処分に関する個人情報を除く)	部分開示	警察本部長		6号7号
6	H23.4.15	福岡県教育委員会が保有する、〇〇市教育委員会から提出された私の分限処分降任に関する公文書全て 私が降格され平成17年〇月〇日から教諭として給与を受けることになった経過 が分かる公文書の全て 教頭であった私が平成16年〇月〇日～〇月〇日まで、〇〇市教育委員会名で職務命令・管理能力の向上について命令を命じられ、その結果、教員の指導力判定委員会にかけられ、分限処分降任と判定され、その後、〇〇市教育職員懲戒等検討委員会にかけられ、分限処分降任とされた事実を示す公文書 平成17年〇月〇日の〇〇市教育委員会会議での第〇〇議案として、私の分限処分が付議され、議決された事実を記載した〇〇市教育委員会会議録及び録音媒体	不存在	教育委員会	教職員課	
7	H23.4.18	平成23年〇月〇日、私の姉が東警察署〇〇交番で保護された際、私が〇〇交番で姉の身柄受けをしたときの保護カードに記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
8	H23.4.18	平成22年〇月〇日、私が小倉北警察署に申請した「〇〇」(店舗名)小倉北区〇〇の風俗営業許可申請書その1及び照明音響設備図、配置図、各所詳細図、照明器具配置図	部分開示	警察本部長		6号
9	H23.4.20	私が通報した平成22年〇月〇日、〇月〇日、平成23年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日のもめごとの件で、小郡警察署の警察官が来た際に作成された交番等の服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
10	H23.4.20	平成22年〇月〇日頃に私が夫の暴力の件について南警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
11	H23.4.25	平成23年〇月〇日、〇〇(個人名)とのもめごとの件で小倉北警察署の警察官が出動した際に作成された服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号6号
12	H23.4.28	平成22年〇月〇日頃、私が〇〇(個人名)からストーカーされた件について柏屋警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報(上申書を除く)	部分開示	警察本部長		1号4号6号
13	H23.5.2	平成22年〇月〇日～〇日頃、私の長男である〇〇(個人名)が死亡し、筑紫野警察署の警察官が死体検分した時に作成した死体検分即報に記録された〇〇(個人名)の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
14	H23.5.2	平成22年〇月〇日に私が個人情報の開示請求を行い開示を受けた〇〇交番の服務日誌の写し	開示	警察本部長		
15	H23.5.2	平成22年〇月〇日に私と夫とのもめごとの際に作成された交番の服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
16	H23.5.6	平成22年〇月頃に私がセクハラの件について柏屋警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
17	H23.5.9	平成22年〇月〇日に太宰府市〇〇で発生した交通事故に隣し作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
18	H23.5.10	平成23年〇月〇日に私が東警察署〇〇交番で保護された際に作成された保護カードに記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号6号
19	H23.5.12	平成23年〇月〇日頃に私と息子の嫁〇〇(個人名)とのもめごとの件で110番通報した際に作成された110番処理票に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
20	H23.5.13	平成23年〇月〇日に私と〇〇氏のもめごとなどで110番した際に作成された〇〇交番の服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
21	H23.4.28	貸付番号〇〇(就学仕度資金)及び〇〇(就学資金)の母子寡婦福祉資金借用書にある私の個人情報	開示	保健医療介護部	南筑後保健福祉環境事務所	
22	H23.5.13	平成21年〇月〇日に計2回、私がもめごとで110番通報した際に作成された西警察署の服務日誌及び110番処理票に記載されている私の個人情報	不存在	警察本部長		

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
23	H23.5.20	平成20年〇月〇日に私が〇〇(個人名)ともめた件で小倉北警察署が処理した際に作成された犯罪事件受理簿に記載された私の個人情報(条例第66条第3項第2号に規定された刑事処分に関する個人情報を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号7号
24	H23.5.27	平成22年〇月〇日頃、私と夫の夫婦喧嘩のことで、自宅に来た警察官が処理した際に作成された服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
25	H23.5.27	平成22年〇月〇日頃、私がつきあっていた女性とのトラブルで、南署に通報した際に作成された交番の服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
26	H23.5.30	平成22年〇月〇日、私が久留米警察署に申請した営業所名「〇〇」(久留米市〇〇)の返納理由書	部分開示	警察本部長		6号
27	H23.5.30	平成22年〇月〇日に私が元交際相手からの暴力の件について南警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
28	H23.6.2	平成21年〇月頃に男からつきまとわれた件及び平成22年〇月頃に〇〇(個人名)から怖い思いをさせられた件で、小倉南警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
29	H23.6.2	平成22年〇月〇日に福岡市城南区〇〇で私が暴行を受けてケガをした際に、早良警察署で作成された犯罪事件受理簿に記載された私の個人情報(条例第66条第3項第2号に規定された刑事処分に関する個人情報を除く)	部分開示	警察本部長		6号7号
30	H23.6.3	平成22年〇月〇日に私が元夫から暴力を受けた件について、小倉北警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
31	H23.6.7	平成22年〇月〇日に自宅である中間市〇〇から110番通報した際に作成された110番処理票に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
32	H23.6.8	平成23年〇月〇日にもめごとの件で私が110番した際に作成された〇〇交番の服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号6号
33	H23.6.2	私の身体障害者手帳交付申請書に添付された身体障害者診断書・意見書(平成21年〇月〇日交付)	開示	福祉労働部	障害者更正相談所	
34	H23.6.6	私の身体障害者手帳交付申請書に添付された身体障害者診断書・意見書(平成16年〇月〇日交付)	開示	福祉労働部	障害者更正相談所	
35	H23.6.8	平成22年〇月〇日、筑紫野市〇〇で、私の交通事故の件で筑紫野警察署の警察官に対応してもらった際に作成した筑紫野警察署〇〇交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
36	H23.6.8	平成22年〇月〇日、筑紫野市〇〇で、私の交通事故で作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号6号
37	H23.6.10	平成22年〇月〇日～平成22年〇月〇日までの休職期間にかかる「病気休暇者(休職)者の状況報告書」に記載された私の個人情報	部分開示	福祉労働部	戸畠高等技術専門校	4号
38	H23.6.15	平成23年〇月〇日に元交際相手とのトラブルの件で小倉北警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
39	H23.6.7	身体障害者診断書・意見書(平成12年〇月〇日に〇〇病院が作成したもの)	開示	福祉労働部	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	
40	H23.6.15	平成23年〇月〇日、八幡西区〇〇の交差点で発生した自動車物件事故に関する物件事故報告書、交通事故現場処理メモ、実況見分結果メモ	部分開示	警察本部長		1号
41	H23.6.16	平成23年〇月〇日付獣医師指導上の私の個人情報	開示	農林水産部	中央畜産保健衛生所	
42	H23.6.16	平成23年〇月〇日、糸島市〇〇で私が起こした交通事故の件で作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
43	H23.6.18	平成23年〇月〇日、八幡西区〇〇の国道199号線上で発生した自動車事故に関する事故報告書・交通事故現場処理メモ・実況見分結果メモ等の見分調書	部分開示	警察本部長		1号6号
44	H23.6.10	請求者の療養手帳の交付申請にかかる書類	部分開示	福祉労働部	障害者更正相談所	1号5号
45	H23.6.21	平成23年〇月〇日に私が競売物件のトラブルの件について、東警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号7号
46	H23.6.23	平成22年〇月〇日に私がつきまとい等被害の件について柳川警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
47	H23.6.23	平成22年〇月〇日頃に不審車両に追いかげられた件で柳川警察署の警察官が来た際に作成された無線自動車服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
48	H23.6.24	伊良原ダム建設事業に伴う平成10年〇月〇日の立会証明書上の私の個人情報	開示	県土整備部	伊良原ダム建設事務所	
49	H23.6.28	平成21年〇月〇日頃に私が夫の暴力の件で相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
50	H23.6.30	平成23年〇月〇日～〇日に中央警察署〇〇交番の警察官が自宅に来た際に作成された交番の服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
51	H23.7.4	平成22年〇月〇日夕方に、トラブルの件で中央警察署の警察官が私の旧住所に来た際に作成された交番の服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
52	H23.7.5	平成23年〇月〇日に元交際相手が復縁を求めている件について筑紫野警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
53	H23.7.6	三潴郡大木町〇〇官民境界確定図面(平成15年頃)	部分開示	県土整備部	南筑後県土整備事務所	1号
54	H23.7.6	平成23年〇月〇日に〇〇(個人名)から私を中傷するチラシを配布された件について小倉北警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
55	H23.7.6	平成22年〇月〇、私が実家から110番通報した際に作成された110番処理票、〇〇交番服務日誌に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
56	H23.6.27	私が過去3年に申請した、特定疾患医療受給者証維続申請書添付の臨床調査個人票、重症患者認定申請書(継続申請用)添付の診断書	開示	保健医療介護部	糸島保健福祉事務所	
57	H23.6.27	昭和47年〇月〇日に交付された身体障害者手帳申請時の診断書	開示	福祉労働部	糸島保健福祉事務所	
58	H23.7.11	平成23年〇月〇日、柏屋郡新宮町〇〇の交差点で発生した物件交通事故の件で作成された〇〇交番の服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
59	H23.7.15	平成22年〇月〇日私が夫から足蹴りされた件で、小倉南警察署の警察官が出動した際に作成された服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
60	H23.7.21	平成23年〇月〇日に私が元交際相手とのトラブルの件について、小倉北警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
61	H23.7.22	〇月〇日付の私の相談カード(西警察署総務課の〇〇さんとした分)	部分開示	警察本部長		4号
62	H23.7.27	平成23年〇月〇日に私が近隣トラブルの件で〇〇交番に通報した際に作成された交番の服務日誌に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号6号
63	H23.7.27	平成20年度金田夏吉伊田線橋梁掛け替え工事に関する〇〇(個人名)所有の補償費の内訳及び経過記録簿	開示	県土整備部	田川県土整備事務所	
64	H23.8.10	平成22年〇月〇日に福岡市西区〇〇で発生した交通事故に際し作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
65	H23.8.11	平成23年〇月〇日私と兄とのめごとの件で、届出た際に作成された西警察署〇〇交番の服務日誌に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
66	H23.8.12	私が夫のDVで平成23年〇月〇日中央警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
67	H23.8.15	〇月〇日警察本部相談課に相談した時の相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
68	H23.8.15	平成23年〇月〇日、柏屋警察署での件で西警察署〇〇交番に電話で相談した際に作成された交番服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
69	H23.8.16	平成21年〇月頃、私の妻である〇〇(個人名)が小郡警察署〇〇交番で保護された際、私が妻の身柄受けをしたときの保護カードに記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
70	H23.8.18	平成22年〇月〇日頃、自宅(福岡市東区〇〇)における夫の暴力の件で私が110番し、東警察署の〇〇交番の警察官が処理したことが記載された日誌等の私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
71	H23.8.19	平成23年〇月〇日に受理した「労働審判の合意報告について」、「合意書」、「第2回労働審判手続期調書(労働審判)」、平成23年〇月〇日付「労働審判申立書」、平成23年〇月〇日付「労働審判手続期日呼出状及び答弁書催促状」に記載された私の個人情報	部分開示	福祉労働部	労働局 新雇用開発課	1号2号
72	H23.8.19	平成23年〇月〇日、田川市〇〇付近で発生した私が当事者である物件交通事故の件で作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
73	H23.8.22	福岡労働者支援事務所の保有する労働相談簿に記録された私の個人情報	部分開示	福祉労働部	福岡労働者支援事務所	1号2号4号
74	H23.8.29	平成23年〇月〇日、私が夫の暴力のことで警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
75	H23.8.30	平成23年〇月〇日に私と夫のもめごとの件で、父が110番し宗像警察署の警察官が出動した際に作成された交番の服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
76	H23.8.25	福岡県不妊治療助成事業受診等証明書	開示	保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
77	H23.9.1	平成23年〇月〇日知人の〇〇(個人名)ともめた件で、小倉北警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
78	H23.9.2	私が平成22年〇月〇日と平成23年〇月〇日夫のDVの件で八女警察署に相談した際に、配偶者からの暴力相談等対応票に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
79	H23.9.6	平成23年〇月〇日、私と〇〇(個人名)さんとのもめごとの件で、私が110番通報した際に作成された110番処理票に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
80	H23.9.6	平成23年〇月〇日、私と〇〇(個人名)さんとのもめごとの件で、私が110番通報し、小倉北警察署の警察官が出動した際に作成された〇〇交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
81	H23.9.6	平成23年〇月〇日、私と〇〇(個人名)さんとのもめごとの件で、小倉北警察署に相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
82	H23.8.18	母〇〇(個人名)が申請した母子寡婦福祉資金(修業資金)の借用証書(私、〇〇(個人名)が自署・押印した部分)	部分開示	保健医療介護部	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	1号
83.	H23.9.6	平成22年〇月頃、私が元夫とのトラブルについて南警察署に電話で相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報 平成23年〇月中旬頃、私が元夫とのトラブルについて南警察署に来て相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
84	H23.9.7	平成23年〇月〇日に、私の家族の件で、糸島警察署に相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
85	H23.9.4	平成22年〇月〇日申請した身体障害者手帳交付申請書に添付された身体障害者診断書、意見書にある私の個人情報	開示	福祉労働部	福岡県障害者更生相談所	
86	H23.9.7	平成22年〇月〇日に糸島警察署管内で発生した私が当事者である物件交通事故の件について、110番通報した際に作成された110番処理票に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
87	H23.9.8	平成21年〇月〇日と〇日頃に私と〇〇さん(個人名)とのトラブルの件で、大牟田警察署で相談した際に作成された相談カード記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
88	H23.8.30	私が平成23年〇月〇日に申請した特定疾患医療受給者証交付申請書添付の臨床調査個人票	開示	保健医療介護部	糸島保健福祉事務所	
89	H23.9.9	私が、平成23年〇月〇日ストーカー行為を受けていた件、同年〇月〇日同一人物から受けた器物損壊の件で相談した際に作成された相談カード及び交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
90	H23.9.14	私〇〇(個人名)の退校に至る経緯の報告書	開示	福祉労働部	労働局 職業能力開発課	
91	H23.9.16	平成23年〇月〇日借金トラブルの件で小倉北警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
92	H23.6.28	建設業の許可証 福岡県知事許可 第〇〇号 〇〇(法人名)の建設業許可証及び自ら行政書士に作成を委託し、内容を確認したうえで署名、押印、提出した申請書のうち、様式第7号、第8号(1)、第9号、第12号(平成12年12月26日の申請に係るもの)	部分開示	県土整備部	久留米県土整備事務所	2号
93	H23.9.21	平成20年〇月〇日頃、〇〇(個人名)とのもめごとの件で柏原警察署に対応してもらった際に作成された犯罪事件受理簿に記載された私の個人情報(刑事処分に関する個人情報を除く)	部分開示	警察本部長		1号4号6号7号
94	H23.9.21	平成23年〇月〇日、元自宅の三井郡大刀洗町〇〇と平成23年〇月〇日娘宅の三井郡大刀洗町〇〇で夫とのもめごとの件で、小郡警察署の警察官が来た際に作成された交番等の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
95	H23.9.22	平成22年〇月に私が夫から受けた暴力の件で行橋警察署に対応してもらった際に作成された配偶者からの暴力相談等対応票に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
96	H23.9.22	平成23年〇月〇日、私が水道工事を請け負った際に、〇〇(個人名)から文句を言わされた件で作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
97	H23.9.14	嘉穂鞍手保健福祉環境事務所に保管してある旧〇〇(法人名)で作成された〇〇(個人名)の診療録	開示	保健医療介護部	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	
98	H23.9.28	平成22年〇月〇日自宅へのカメラ設置の件と平成22年〇月頃夫から暴力を受けた件で、〇〇交番を訪れた際に作成された服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
99	H23.9.28	平成23年〇月〇日、久留米警察署での休日相談の際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
100	H23.9.29	平成23年〇月〇日、福岡県警察本部の相談室で、警察官の〇〇(個人名)に私が申告した〇〇交番警察官の虚偽公文書(報告書)作成に関する監察官への通報の報告書作成依頼に関して作成された文書	部分開示	警察本部長		4号6号
101	H23.9.29	平成23年〇月〇日、福岡県警察本部監察課庶務係長〇〇警部捕に対して私が申告した〇〇交番警察官の虚偽公文書(報告書)作成に関する監察官への通報の報告書、相談内容メモ作成依頼に関して作成された文書	部分開示	警察本部長		4号6号
102	H23.9.29	平成23年〇月〇日マンション住民から私を誹謗するチラシを個人ポストに投函された件で、小倉北警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号5号
103	H23.10.3	私の息子である〇〇に関して〇〇高校から福岡県に提出された報告書に記載された息子の個人情報	部分開示	総務部	私学学事振興局 私学振興課	1号2号6号
104	H23.10.3	平成16年〇月〇日に私が許可申請を行った古物商許可申請書に記載された個人情報	部分開示	警察本部長		6号
105	H23.10.3	私が平成23年〇月〇日と〇日にストーカー行為について、早良警察署の警察安全相談係に相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
106	H23.9.16	選挙管理委員会宛平成23年〇月〇日付上申書(〇〇(個人名)分)外7件	不存在	選挙管理委員会		
107	H23.10.3	私と県が平成5年度に契約した土地売買に関する契約書及び平成8年度に契約した補償契約書	部分開示	県土整備部	京築県土整備事務所	1号
108	H23.10.3	私と県が平成5年度に契約した物件移転補償契約書	開示	県土整備部	京築県土整備事務所	
109	H23.10.11	平成23年〇月〇日、福岡県警察本部監察課庶務係長〇〇に対して私が申告した、〇〇交番警察官の虚偽公文書(報告書)作成に関し、監察官への通報と処分を求めた件について作成された報告書、相談内容メモ作成の際の全ての文書と監察官室から博多警察署への問い合わせ文書、博多警察署からの報告書等全ての文書、厳重注意など処分が分かる全ての文書、監察官の氏名及び情報公開室の所属員氏名	部分開示	警察本部長		1号4号6号7号
110	H23.10.11	平成23年〇月〇日、福岡県警察本部の相談室で警察官〇〇に対して私が申告した、〇〇交番警察官の虚偽公文書(報告書)作成に関し、監察官への通報と処分を求めた件について作成された報告書、相談内容メモ作成の際の全ての文書と監察官室から博多警察署への問い合わせ文書、博多警察署からの報告書等全ての文書、厳重注意など処分が分かる全ての文書、監察官の氏名及び情報公開室の所属員氏名	部分開示	警察本部長		1号4号6号7号
111	H23.9.3	私と福岡県が、平成21年〇月〇日に売買契約締結した、京都郡みやこ町〇〇の土地が伊良原ダム建設事業の用地であることを証する図面	開示	県土整備部	伊良原ダム建設事務所	
112	H23.10.12	平成23年〇月〇日に〇〇氏から私の戸を除くマンション〇〇(戸数)戸へ私を誹謗中傷するチラシを各住戸へ投函された件で、小倉北警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
113	H23.10.4	戦没者妻特別給付金(第17回、22回)	開示	福祉労働部	保護・援護課	
114	H23.10.14	私の長男〇〇が死亡した件で、承諾解剖鑑定書に記録された長男〇〇の個人情報	部分開示	警察本部長		1号6号
115	H23.10.17	民間企業等職務経験者採用試験 第一次試験の結果・順位・総合得点・試験種別得点	開示	人事委員会		
116	H23.9.28	平成23年度県職員採用試験(I類水産)順位・総合得点・試験種別得点・平均点	取下げ	人事委員会		
117	H23.10.4	平成23年度県職員採用試験(I類水産)順位・総合得点・試験種別得点	開示	人事委員会		
118	H23.10.5	私の退校に関する文書の一式	開示	福祉労働部	福岡高等技術専門校	
119	H23.10.24	平成23年度第155回福岡県民間企業等職務経験者採用試験の第1次試験の順位・総合得点・試験種別得点	開示	人事委員会		
120	H23.10.27	平成23年〇月〇日〇〇(個人名)からつきまとわれた件で、八幡西警察署の対応してもらった際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
121	H23.10.27	平成23年〇月〇日、私とのもめごとの件で作成された交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
122	H23.10.28	平成23年〇月頃、私が兄〇〇と共に南警察署に来て相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
123	H23.11.7	平成23年〇月〇日午前9時頃、私の管理する月極駐車場(北九州市小倉北区〇〇)に無断で駐車した白色普通車(〇〇(自動車ナンバー))に対し〇〇交番に処理してもらった件で、〇〇交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
124	H23.11.7	平成23年〇月〇日、私と夫が離婚の件でもめごとなり110番通報した時に、現場に来られた警察官に私が離婚について相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
125	H23.11.7	平成22年〇月〇日別居中の夫が私の自宅の前に来て帰らなかつた件で、私が110番通報し、小倉北警察署の警察官が来たときに作成された110番処理票に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
126	H23.10.21	平成23年度大学卒業程度(Ⅰ類)試験区分:土木、受験番号〇〇の一時試験の順位、総合得点、試験種目別得点の結果内容	開示	人事委員会		
127	H23.11.11	私が平成23年〇月〇日に博多警察署において叔父〇〇とのトラブルの件で相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
128	H23.11.11	私が平成20年〇月〇日に筑紫野警察署において叔父〇〇とのトラブルの件で相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
129	H23.11.21	私の平成24年度福岡県教員採用候補者選考試験における一次試験の専門試験の解答用紙と集団討論の評定票、二次試験の面接試験及び模擬授業の評定票、二次試験の論文試験の採点用紙及び適性検査の評定用紙と実技試験の評定票	部分開示	教育委員会		1号4号6号
130	H23.11.18	私の誓約書・高等技術専門学校心得、通行届、連絡用訓練生カード、職業訓練受講指示書、その他私宛に配付した資料、高等技術専門学校と〇〇専門学校(〇〇科)〇〇(専門学校職員)との連絡記録・議事録・退学に関する調査内容、高等技術専門学校と私の連絡記録及び退学に関する内容、職業能力開発課公共訓練係と〇〇学園(専門学校)との連絡記録・議事録・退学に関する調査内容、職業能力開発課公共訓練係と私の連絡記録及び退学に関する内容	部分開示	福祉労働部	労働局 職業能力開発課	1号
131	H23.11.17	平成22年〇月に私が事故補償の関するトラブルの件について博多警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
132	H23.11.17	平成21年〇月〇日に交付された身体障害者手帳の等級決定の基礎となった診断書、診断記録等	開示	福祉労働部	労働局 職業能力開発課	
133	H23.11.22	平成23年〇月〇日に私が監理する駐車場内に荒尾の〇〇(法人名)の業者2名が入ってきて面積を測るなどした際に、私が警察に通報した際の110番処理票に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号7号
134	H23.11.17	特定疾患新規申請に伴う臨床調査個人票(平成22年〇月〇日)	開示	保健医療介護部	健康増進課	
135	H23.11.28	平成23年〇月〇日私が高額な商品を欺され買わされたことやお金を欺し取られたことで相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
136	H23.11.30	個人情報部分開示決定に対する異議申立てについての平成22年〇月〇日付け答申に係る個人情報保護審議会の議事録(全開催分)上の私の個人情報	部分開示	総務部	県民情報広報課	4号
137	H23.11.30	平成23年〇月〇日、私が起こした物件事故で処理された自動車警ら係の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号6号
138	H23.12.2	私の被爆者健康手帳交付申請書	開示	保健医療介護部	健康増進課	
139	H23.11.25	身体障害者手帳取得に伴う、私の身体障害者診断書	開示	福祉労働部	北筑後保健福祉環境事務所	
140	H23.12.1	身体障害者手帳取得に伴う、私の主治医意見書及び診断書	開示	福祉労働部	南筑後保健福祉環境事務所	
141	H23.12.5	平成23年度福岡県民間企業等職務経験者採用試験における、一次試験、二次試験の得点、順位	開示	人事委員会		
142	H23.12.8	平成23年〇月〇日、福岡市中央区〇〇で発生した私が当事者である物件交通事故に関して作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
143	H23.12.9	平成23年〇月〇日に私が夫からDV行為などを受けた件について、早良警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
144	H23.12.12	平成22年〇月〇日に私が夫から暴力を受けている件について折尾警察署に相談した際に作成された相談カード及び援助申出書に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
145	H23.12.16	平成23年〇月〇日に、私が病院に入構しようとしたが入れなかつたため、仕方なく〇〇交番の人に出動してもらった際に作成された、私が入構の妨害を受けていることの記録	部分開示	警察本部長		1号6号

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
146	H23.12.19	平成23年〇月〇日、〇〇(個人名)ともめた件で小倉北警察署に相談したときに作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
147	H23.12.20	若松警察署で管理する平成21年〇月〇日、平成21年〇月〇日、平成22年〇月〇日、平成22年〇月〇日、私が高額な商品を歓されたことで相談した際、作成された個人情報と措置結果	部分開示	警察本部長		4号6号
148	H23.12.26	平成20年〇月〇日に隣人とのトラブルがあり、その件で平成20年〇月〇日折尾警察署に相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
149	H23.12.26	平成23年〇月〇日に夫の事について早良警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
150	H23.12.26	平成23年〇月〇日福岡市東区〇〇で発生した交通事故の件で作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
151	H23.12.26	平成23年〇月〇日に私がネット詐欺の件について早良警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
152	H23.12.27	平成23年〇月〇日に私がクレジットカード会社から押し貸された件について警察本部に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
153	H24.1.11	平成23年〇月〇日に篠栗町〇〇で発生した交通事故に際し作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
154	H24.1.6	平成23年度介護支援専門員実務研修受講試験の私の点数	開示	保健医療介護部	介護保険課	
155	H24.1.13	私の高等技術専門校入学試験の時の面接内容、高校の調査票(成績と人物評価)、入学時の健康診断書 〇月〇日高等技術専門校の〇〇氏と請求者の話の内容が確認できる文書 退学の理由 〇〇(個人名)が請求者の退学を求めて〇〇(専門学校職員)に提出した書類 〇月〇日請求者と〇〇学園(専門学校)〇〇(専門学校職員)の話の内容が確認できる文書 〇月〇日〇〇学園(専門学校)〇〇(専門学校職員)と高等技術専門校の間で行われた請求者の退学についての伝達事項の内容が確認できる文書 〇〇(個人名)と〇〇(専門学校職員)の連絡、経過報告の内容が確認できる文書 請求者と〇〇(専門学校職員)の経過報告の内容が確認できる文書 高等技術専門校と〇〇(専門学校職員)の経過報告の内容が確認できる文書 福岡県公共訓練係と〇〇(専門学校職員)の経過報告の内容が確認できる文書 〇月〇日に請求者が高等技術専門校の職員と退学願と退学届の破棄について話した内容が確認できる文書 〇月〇日〇〇学園(専門学校)にて請求者と〇〇(専門学校職員)と福岡県公共訓練係と高等技術専門校と四者面談を行った際の内容を記載した文書	部分開示	福祉労働部	労働局 職業能力開発課	1号2号
156	H24.1.13	平成23年〇月〇日、北九州市八幡西区〇〇で発生した自動車事故に関する八幡西警察署が作成した被害者供述調書等の見分調書全部	却下	警察本部長		
157	H24.1.13	平成23年〇月〇日、〇月〇日、平成24年〇月〇日、〇月〇日に、私が110番通報し、博多警察署の警察官が出動した際に作成された〇〇交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
158	H24.1.13	筑後労働者支援事務所の平成22年度の労働相談記録のうち私の個人記録分	開示	福祉労働部	筑後労働支援事務所	
159	H24.1.13	私の福岡県肝炎治療費請求書に係る領収書	開示	保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	
160	H24.1.16	平成21年〇月〇日、〇月〇日に私が近隣トラブルの件で相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
161	H24.1.17	〇〇(個人名)に対するケース記録の全て(平成23年7月28日～最新のもの)	非開示	福祉労働部	福岡児童相談所	9号
162	H24.1.17	平成23年〇月、私の携帯電話から自宅マンションのゴミ置場が荒らされている件で110通報し、糸島警察署の警察官が処理した際に作成された服務日誌に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号
163	H24.1.17	平成21年〇月〇日、〇月〇日、平成22年〇月〇日に近隣トラブルの件で私が相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
164	H24.1.19	平成23年〇月〇日、私が電話で南警察署に連絡し、財布、現金36万円、クレジットカードを紛失した件で作成された遺失届出に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
165	H24.1.18	平成23年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の自分の得点	開示	保健医療介護部	介護保険課	
166	H24.1.24	身体障害者診断書、意見書 平成21年〇月〇日新規交付時の写しの請求(福岡県第〇〇号)	開示	福祉労働部	障害者更生相談所	

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
167	H24.1.25	私が夫のDVの件で、平成23年〇月〇日及び〇月〇日に中央署に相談した際に作成された相談カードに記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号7号
168	H24.1.25	平成23年〇月〇日、博多区〇〇で発生した件で作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
169	H24.1.25	平成24年〇月〇日に、筑紫保健所が医師の守秘義務に違反して、私のカルテなどを私に同意なく第三者に公開した件で、〇〇クリニックを指導したことが記載されている記録のすべてに含まれている私の個人情報	開示	保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	
170	H24.1.25	平成24年〇月〇日～同年〇月〇日頃付の、獣医事指導上の私の個人情報	開示	農林水産部	中央家畜保健衛生所	
171	H24.1.26	平成23年〇月〇日、嘉穂郡桂川町〇〇交差点で発生した件で作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
172	H24.1.26	平成23年〇月〇日、田川市〇〇で発生した件で作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
173	H24.1.25	平成23年〇月〇日に特定疾患医療需給者証継続申請した時の臨床調査個人票	開示	保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	
174	H24.1.31	平成21年〇月〇日と〇月〇日に私が西警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
175	H24.1.30	平成24年〇月〇日付 獣医事指導上の私の個人情報	開示	農林水産部	中央家畜保健衛生所	
176	H24.2.1	平成22年〇月に私が西警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
177	H24.2.1	平成21年〇月、〇月、〇月に私が西警察署に相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
178	H24.2.6	平成21年〇月〇日私が東警察署に夫とのトラブルの件について相談した際に作成された相談カードに記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
179	H24.2.6	平成24年〇月〇日私の夫が自宅で暴れた件で折尾署員が処理した際に作成された交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
180	H24.2.8	私の福岡県との別紙の土地売買契約に係る漬地台帳の個人情報	開示	県土整備部	久留米県土整備事務所	
181	H24.2.6	建築確認申請平成20年確認建築福岡県第〇〇号申請年月日平成20年〇月〇日付の確認済み証を受取りに来た際に提出した私が依頼した委任状に係る私の個人情報	開示	県土整備部	朝倉県土整備事務所	
182	H24.2.6	県道宮本大川線酒見橋建物事前調査の成果のうち〇〇(住所)の建物調査図、損傷調査図、建物等調査写真の私の個人情報	部分開示	県土整備部	南筑後県土整備事務所	1号
183	H24.2.8	平成24年〇月〇日傷害の件で、西警察署の警察官が出動した際に作成された〇〇交番の服務日誌記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
184	H24.2.9	平成23年〇月と〇月に、トラブルとそのトラブルに関する民事裁判の途中経過について、私が飯塚警察署に相談した際に作成された相談カード	部分開示	警察本部長		4号6号
185	H24.2.13	平成23年度福岡県警察職員自動車整備士採用試験第一次試験及び第二次試験における私の成績	開示	警察本部長		
186	H24.2.13	平成23年〇月、マンション管理組合の方と糸島警察署の警察官が私の自宅に来た際に作成された服務日誌に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
187	H24.2.14	平成23年〇月〇日、夫からのDVの件で小郡警察署に相談した際に作成された配偶者からの暴力相談等対応票に記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
188	H24.2.15	私から福岡県畜産課あてに、平成24年〇月〇日付のメールに係る 獣医事指導上の私の個人情報	開示	農林水産部	中央家畜保健衛生所	
189	H24.2.10	県道宮本大川線酒見橋建物事前調査の成果のうち 〇〇(住所)の建物調査図、損傷調査図、建物等調査写真の私の個人情報	部分開示	県土整備部	南筑後県土整備事務所	1号
190	H24.2.10	県道宮本大川線酒見橋建物事前調査の成果のうち〇〇(住所)の建物調査図、損傷調査図、建物等調査写真の私の個人情報	部分開示	県土整備部	南筑後県土整備事務所	1号
191	H24.2.22	平成24年〇月〇日八幡西区〇〇で夫婦間のもめごとで八幡西警察署〇〇交番により作成された交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
192	H24.2.23	平成23年〇月〇日、福岡市博多区〇〇先路上で発生した、私が当事者である物件事故の件で作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報(処理区分・身柄措置欄を除く)	部分開示	警察本部長		1号6号
193	H24.1.16	平成23年〇月〇日付けで私が提出した農地法第5条1項の規定による許可申請書	部分開示	農林水産部	八幡農林事務所	1号

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
194	H24.1.16	平成23年〇月〇日付けで私が提出した農地法第5条1項の規定による許可申請書	部分開示	農林水産部	八幡農林事務所	1号
195	H24.2.27	平成23年〇月〇日にもめごとの処理の件で〇〇交番の警察官が出動した際に作成された交番服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
196	H24.2.27	平成23年度福岡県警察職員(情報処理)採用第一次及び第二次試験結果に記載された私(受験番号〇〇)の個人情報	開示	警察本部長		
197	H24.2.29	平成23年度福岡県警察官B採用第一次試験における私の成績	開示	警察本部長		
198	H24.2.23	児童記録(状況写真以外)その他〇〇(個人名)に関する一切の記録	部分開示	福祉労働部	大牟田児童相談所	1号4号5号
199	H24.2.21	〇〇(個人名)が代理人として〇〇番地に関する事に対し立会いした日時2件がわかる書類	部分開示	県土整備部	伊良原ダム建設事務所	1号
200	H24.3.5	私が福岡県西警察署の対応に関して平成22年〇月〇日及び平成22年〇月〇日、電話で警察本部相談課に相談した際に作成された相談カードに記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
201	H24.3.6	私が、私の元夫のこと、平成22年〇月〇日戸畠警察署〇〇交番、平成23年〇月〇日同署相談係、平成23年〇月〇日同署防犯係に対し相談した際に作成された相談カードに記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号4号6号
202	H24.3.7	私から福岡県畜産課あての平成24年〇月〇日付メールに係る、獣医事指導上の私の個人情報	開示	農林水産部	中央家畜保健衛生所	
203	H24.2.29	特定疾患新規申請に伴う臨床調査個人票とその添付書類(平成23年〇月〇日申請分)	開示	保健医療介護部	糸島保健福祉環境事務所	
204	H24.2.29	小児慢性特定疾患継続申請に伴う医療意見書(平成23年〇月〇日〇〇(個人名)分)、小児慢性特定疾患継続申請に伴う医療意見書(平成23年〇月〇日〇〇(個人名)分)	開示	保健医療介護部	糸島保健福祉環境事務所	
205	H24.3.8	平成23年〇月〇日、自宅で私が夫から物を投げつけられたりした件で西警察署の警察官が出動した際に作成された交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
206	H24.3.12	平成23年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日に夫とのもめごとの件で、110番通報し、八幡東警察署の警察官が出動した際に作成された自動車警ら係の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
207	H24.3.12	平成22年〇月頃、夫婦喧嘩の件で、小倉南警察署で相談カード	部分開示	警察本部長		1号4号
208	H24.3.15	平成24年〇月〇日私が夫からの暴力の件で西警察署に相談した際に作成された暴力等相談対応票に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
209	H24.2.20	昭和33年度に飯塚市が実施した乳児及び妊産婦の実情調査記録の記録書の一部(請求者が記録されている部分)	不存在	福祉労働部	田川児童相談所	
210	H24.3.19	平成23年〇月〇日と平成23年〇月〇日に私が金を返済してもらえないことについて豊前警察署に相談した際に作成された相談カードに記録された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
211	H24.2.23	児童記録(状況写真以外)その他〇〇(個人名)に関する一切の記録	非開示	福祉労働部	大牟田児童相談所	4号
212	H24.3.12	西鉄天神大牟田線(春日原から下大利)連続立体交差事業に係る、私の家の平成22年度工損事前調査資料	開示	県土整備部	那珂県土整備事務所	
213	H24.3.23	平成23年〇月〇日、私の元の居住地で久留米市〇〇に所在する〇〇コーポ〇〇号室から、私が不審者という内容で110番し、〇〇コーポ〇〇号室に警察官が来た際に作成された交番の服務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
214	H24.3.23	私が交際相手とトラブルの件で平成22年〇月〇日及び平成22年〇月〇日に中央警察署に相談した時に作成された、相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号6号
215	H24.3.28	平成23年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、平成24年〇月〇日に私が取引相手と契約をめぐるトラブルの件で、行橋警察署に相談した際に作成された相談カード	部分開示	警察本部長		4号6号
216	H24.3.29	私が平成24年〇月〇日に南警察署に来て相談した際に作成された相談カードに記載された相談内容(私の個人情報)	部分開示	警察本部長		4号6号
217	H24.3.29	平成24年〇月〇日、私が離婚調停中の夫の件で警察署に相談した際に作成された相談カード	部分開示	警察本部長		4号6号

(資料2) 簡易開示一覧表(平成24年3月31日現在)

《知事》

開示の対象となる試験 又は選考	開示の対象となる個人 情報	開示期間	開示場所	開示 方法
福岡県職員(労務職員を除く)採用選考試験	総合ランク(不合格者に係るものに限る)	合否発表日の翌日から1か月間	総務部人事課	閲覧
福岡県職員(労務職員)採用選考試験	〃	合格発表の日から1か月間	〃	〃
調理師試験	科目別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	保健医療介護部健康増進課	〃
クリーニング師試験	〃	〃	保健医療介護部保健衛生課	〃
製菓衛生師試験	〃	〃	〃	〃
福岡県ふぐ処理師試験	〃	〃	〃	〃
福岡県歯科技工士試験	〃	〃	保健医療介護部医療指導課	〃
福岡県准看護師試験	〃	〃	〃	〃
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	保健医療介護部薬務課	〃
登録販売者試験	試験項目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	〃	〃
福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点及び総合得点(不合格者に係るものに限る)	合否通知を発送した日の翌日から1か月間	保健医療介護部介護保険課	〃
福岡県行政実務研修生採用試験	順位及び得点	合格発表の日から1か月間	福祉労働部労働局労働政策課	〃
技能検定試験	科目別得点	合否発表の日から1年間	福祉労働部労働局職業能力開発課	〃
職業訓練指導員試験	〃	合否発表の日から1か月間	〃	〃
福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	科目別得点及び総合得点	〃	各高等技術専門校	個人票の交付
福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	〃	〃	福岡障害者職業能力開発校	〃
採石業務管理者試験	〃	〃	商工部工業保安課	閲覧
砂利採取業務主任者試験	〃	〃	〃	〃
農薬指導士認定試験	得点	〃	農林水産部農林水産物安全課	〃
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	〃	農林水産部畜産課及び各家畜保健衛生所	〃
狩猟免許試験	科目別得点及び適性試験の適否	〃	各農林事務所	〃
福岡県農業大学校入学試験(一般)	総合得点	2次試験合否発表の日から1か月間	福岡県農業大学校	〃

《教育委員会》

開示の対象となる試験 又は選考	開示の対象となる個人 情報	開示期間	開示場所	開示 方法
福岡県教育委員会労務職員採用選考試験	第1次試験及び第2次試験についての総合ランク（いずれも不合格者に係るものに限る。）	合否通知を発送した日の翌日から1か月間	福岡県教育庁総務部総務課	閲覧
福岡県教育委員会職員採用選考試験	〃	〃	〃	〃
福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員）	〃	〃	福岡県教育庁教育企画部教職員課	〃
福岡県公立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考試験	〃	〃	〃	〃
福岡県立高等学校入学者選抜	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間	各県立高等学校	〃
福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	検査の総合評価	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間	県立中等教育学校及び各県立中学校	〃
福岡県立特殊教育諸学校高等部入学者選考	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日の翌日から1か月間	各県立特殊教育諸学校	〃

《人事委員会》

開示の対象となる試験 又は選考	開示の対象となる個人 情報	開示期間	開示場所	開示 方法
福岡県職員採用Ⅰ類試験	第1次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表日の翌日から3か月間（ただし、職員採用選考試験に係る第1次試験合格者については、最終合格発表日の翌日から3か月間）	福岡県人事委員会事務局	交付
福岡県職員採用Ⅱ類試験				
福岡県職員採用Ⅲ類試験	第2次試験の順位、総合得点、試験種目別得点及び身体検査の可否			
福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験				
福岡県職員採用選考（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	第1次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点 第2次試験の総合ランク			

《警察本部長》

開示の対象となる試験 又は考查	開示の対象となる個人 情報	開示期間	開示場所	開示 方法
福岡県警察官 A (男性) 採用試験	順位、総合得点及び試験種目別の得点又は可否（第1次試験については福岡県のみを志望し、かつ、福岡県で受験した者に、第2次試験については福岡県で受験した者に係るものに限る。）	合格発表の日から1箇月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1箇月間	総務部総務課情報公開室	閲覧
福岡県警察官 B (男性) 採用試験				
福岡県警察官 A (女性) 採用試験	順位及び総合得点及び試験種目別の得点又は可否			
福岡県警察官 A (武道指導) 採用試験				
福岡県警察官 B (女性) 採用試験				
福岡県警察官 B (武道指導) 採用試験				
福岡県警察官 C 採用試験				
獣銃等講習考查	得点	合否発表の日から1箇月間	検査実施場所又は生活安全部生活環境課	交付
警備員指導教育責任者講習修了考查			福岡県警察警備員教育センター又は生活安全部生活安全総務課	
機械警備業務管理者講習修了考查				
警備員等検定学科試験				
警備員等検定実技試験				
駐車監視員資格者講習修了考查				
駐車監視員資格者認定考查			検査実施場所又は交通部駐車対策課	

《九州歯科大学》

開示の対象となる試験 又は選考	開示の対象となる個人 情報	開示期間	開示場所	開示 方法
九州歯科大学入学者選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	4月16日から1か月間	九州歯科大学学務部	閲覧
九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び個別学力試験の科目別得点	〃	〃	〃
九州歯科大学大学院入学者選抜試験	全科目の成績	合格発表の日から1か月間	〃	〃

《福岡女子大学》

開示の対象となる試験 又は選考	開示の対象となる個人 情報	開示期間	開示場所	開示 方法
福岡女子大学入学者選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	学生募集要項に定める期間	福岡女子大学学務部	閲覧
福岡女子大学私費外国人留学生選抜試験	科目別得点	4月1日から1か月間	〃	〃
福岡女子大学帰国子女特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡女子大学社会人特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡女子大学大学院入学者選抜試験	全科目の成績	合格発表の日の翌月の1日から1か月間	〃	〃

《福岡県立大学》

開示の対象となる試験 又は選考	開示の対象となる個人 情報	開示期間	開示場所	開示 方法
福岡県立大学入学者選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	4月16日から1か月間	福岡県立大学学務部教務企画班	閲覧
福岡県立大学推薦入学試験	科目別得点、総合得点及び面接評価	〃	〃	〃
福岡県立大学社会人特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡県立大学帰国子女特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡県立大学私費外国人留学生特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験	〃	〃	〃	〃
福岡県立大学看護学部編入学試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日の翌月の1日から1か月間	〃	〃
福岡県立大学大学院入学者選抜試験	科目別得点、総合得点及び面接評価	〃	〃	〃